

機械工事共通仕様書（案）新旧対比表 令和8年3月版

| 章 | 節 | 条  | 項 | 項目見出し        | 現行条文   | 章   | 節                  | 条  | 項 | 項目見出し  | 改定条文（案）    | 改定理由 |
|---|---|----|---|--------------|--|---|--------------------|----|---|--------|------------|------|
| 1 |   |    |   | 第1章          | 総則   | 1   |                    |    |   | 第1章    | 総則         |      |
| 1 | 1 |    |   | 第1節          | 総則   | 1   | 1                  |    |   | 第1節    | 総則         |      |
| 1 | 1 | 21 |   | 1-1-21       | 調査・試験に対する協力  | 1   | 1                  | 21 |   | 1-1-21 | 調査試験に対する協力 |      |
|   |   | 6  |   | 6. NETIS     | <p>受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。</p> <p>受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」(令和5年3月28日、国官総第250号、国官技第403号)、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について(令和5年3月28日、国官総第249号、国官技第395号、国官施第34号、国総公第288号)による必要な措置をとるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表を新技術情報提供システム(以下「システム」という)にて入力・登録しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の入力・登録を要しない。</p> <p>(2) 受注者は、施工者選定型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を作成し、施工計画書と共に提出しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表をシステムにて入力・登録しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の入力・登録を要しない。</p> | <p>受注者は、新技術情報提供システム(以下「NETIS」という。)に登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。</p> <p>受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」(令和6年3月29日、国官総第299号、国官技第849号)、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について(令和7年3月28日、国官総第290号、国官技第566号、国官施第31号、国官参イ第180号)による必要な措置をとるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表をNETISにて入力・登録しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の入力・登録を要しない。</p> <p>(2) 受注者は、施工者選定型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、施工計画書の提出時に新技術活用計画書をNETISにて入力・登録しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表をNETISにて入力・登録しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の入力・登録を要しない。</p> | 文書番号・日付修正、<br>語句修正 |    |   |        |            |      |
| 1 | 1 | 47 |   | 1-1-47       | 交通安全管理   | 1   | 1                  | 47 |   | 1-1-47 | 交通安全管理     |      |
|   |   | 4  |   | 4. 交通安全法令の遵守 | <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和3年9月改正 内閣府・国土交通省令第4号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知 昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知 平成18年3月31日国道利第37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日国道利第38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>  | <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和7年4月改正 内閣府・国土交通省令第3号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知 昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知 平成18年3月31日国道利第37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日国道利第38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(国土交通省道路局国道・技術課通知 令和6年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>  | 文書番号・日付修正          |    |   |        |            |      |

機械工事共通仕様書（案）新旧対比表 令和8年3月版

| 章 | 節 | 条 | 項  | 項目見出し         | 現行条文  | 章 | 節 | 条 | 項  | 項目見出し         | 改定条文（案）   | 改定理由      |
|---|---|---|----|---------------|---|---|---|---|----|---------------|---|-----------|
| 2 |   |   |    | 第2章           | 機器及び材料  | 2 |   |   |    | 第2章           | 機器及び材料  |           |
| 2 | 2 |   |    | 第2節           | 操作制御設備  | 2 | 2 |   |    | 第2節           | 操作制御設備  |           |
| 2 | 2 | 1 |    | 2-2-1         | 共通事項  | 2 | 2 | 1 |    | 2-2-1         | 共通事項  |           |
|   |   |   | 10 | 10. 各盤の配線及び構造 | 監視操作制御設備等の各盤の配線及び構造等については、JIS C 62271-200（金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ）、JEM 1265（低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ）、JEM 1459（配電盤、制御盤の構造及び寸法）等の該当する規格による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。   |   |   |   | 10 | 10. 各盤の配線及び構造 | 監視操作制御設備等の各盤の配線及び構造等については、JIS C 62271-200（定格電圧1kVを超え52kV以下の金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ）、JEM 1265（低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ）、JEM 1459（配電盤、制御盤の構造及び寸法）等の該当する規格による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。  | 規格名修正     |
|   |   |   | 12 | 12. 配線方式      | 監視操作制御設備等の配線方式は、次のとおりとする。<br>(1) 電線の種類は、JEM 1425、JEM 1265等の該当する規格による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。<br>(2) 主回路に特殊な絶縁電線を使用する場合及びシールド電線を使用する場合は、電線被覆の色別はこの限りでない。<br>(3) 電子回路や継電器等の器具の内部配線に対しては、本項を適用しない。  |   |   |   | 12 | 12. 配線方式      | 監視操作制御設備等の配線方式は、次のとおりとする。<br>(1) 電線の種類は、JIS C 62271-200、JEM 1265等の該当する規格による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。<br>(2) 主回路に特殊な絶縁電線を使用する場合及びシールド電線を使用する場合は、電線被覆の色別はこの限りでない。<br>(3) 電子回路や継電器等の器具の内部配線に対しては、本項を適用しない。   | 規格廃止による修正 |
| 2 | 5 |   |    | 第5節           | 発電設備  | 2 | 5 |   |    | 第5節           | 発電設備  |           |
| 2 | 5 | 3 |    | 2-5-3         | 発電機用ガスタービン機関  | 2 | 5 | 3 |    | 2-5-3         | 発電機用ガスタービン機関  |           |
|   |   |   |    |               | 自家発電設備のガスタービン駆動同期発電機(JEC 2131)は、設計図書に明示した場合を除き次による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。<br>なお、主原動機の仕様詳細、構造については、第6章第5節6-5-3による。<br>(1) 過速度耐力は発電機を直結した場合で、無負荷にて定格回転数の105%で1分間運転しても異常のないものとする。<br>(2) 大気温度37℃、920hPaにて定格負荷運転ができるものとする。<br>(3) 定格負荷遮断した場合15秒以内で復帰するものとする。<br>(4) 発電機用ガスタービン機関の具備するものについては第6章第5節6-5-3に準ずるものとする。 |   |   |   |    |               | 自家発電設備の同期機(JEC 2130)は、設計図書に明示した場合を除き次による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。<br>なお、主原動機の仕様詳細、構造については、第6章第5節6-5-3による。<br>(1) 過速度耐力は発電機を直結した場合で、無負荷にて定格回転数の105%で1分間運転しても異常のないものとする。<br>(2) 大気温度37℃、920hPaにて定格負荷運転ができるものとする。<br>(3) 定格負荷遮断した場合15秒以内で復帰するものとする。<br>(4) 発電機用ガスタービン機関の具備するものについては第6章第5節6-5-3に準ずるものとする。 | 規格廃止による修正 |
| 3 |   |   |    | 第3章           | 共通施工  | 3 |   |   |    | 第3章           | 共通施工  |           |
| 4 |   |   |    | 第4章           | 水門設備  | 4 |   |   |    | 第4章           | 水門設備  |           |
| 4 | 7 |   |    | 第7節           | 操作制御設備及び電源設備  | 4 | 7 |   |    | 第7節           | 操作制御設備及び電源設備  |           |
| 4 | 7 | 4 |    | 4-7-4         | 機側操作盤   | 4 | 7 | 4 |    | 4-7-4         | 機側操作盤   |           |
|   |   |   | 5  | 5. 雷対策        | 機側操作盤等には、避雷器、耐雷トランス等を設置し、雷対策を施さなければならない。  |   |   |   | 5  | 5. 雷対策        | 受注者は、機側操作盤等に適切な雷対策を施さなければならない。  | 語句修正      |

機械工事共通仕様書（案）新旧対比表 令和8年3月版

| 章 | 節  | 条 | 項 | 項目見出し                | 現行条文   | 章 | 節  | 条 | 項 | 項目見出し                 | 改定条文（案）  | 改定理由            |
|---|----|---|---|----------------------|--|---|----|---|---|-----------------------|--|-----------------|
| 5 |    |   |   | 第5章                  | ゴム引布製起伏堰設備   | 5 |    |   |   | 第5章                   | ゴム引布製起伏堰設備   |                 |
| 5 | 2  |   |   | 第2節                  | 袋体等  | 5 | 2  |   |   | 第2節                   | 袋体等  |                 |
| 5 | 2  | 2 |   | 5-2-2                | 固定部  | 5 | 2  | 2 |   | 5-2-2                 | 固定部  |                 |
|   |    |   | 1 | 1. 取付固定の構造及び取付角度     | 袋体の袋体積載床版、側壁及び堰柱等への取付固定は、膨張媒体が漏えいしたり、上流水が越流以外の形態で下流に流出しない構造とする。<br>また、袋体の側壁部への取付角度は、側壁部付近の袋体に応力集中等が発生しない適切な角度とする。  |   |    |   | 1 | 1. 取付固定の構造及び取付角度      | 袋体の袋体積載床版、側壁及び堰柱等への取付固定は、膨張媒体が漏えいかつ、上流水が越流以外の形態で下流に流出しない構造とする。<br>また、袋体の側壁部への取付角度は、側壁部付近の袋体に応力集中等が発生しない適切な角度とする。   | 語句修正            |
| 6 | 12 |   |   | 第12節                 | 除塵設備   | 6 | 12 |   |   | 第12節                  | 除塵設備   |                 |
| 6 | 12 | 5 |   | 6-12-5               | ネット形除塵機  | 6 | 12 | 5 |   | 6-12-5                | ネット形除塵機  |                 |
|   |    |   | 5 | 5. スプロケットホール及びチェーンの歯 | スプロケットホイール及びチェーンの歯は、滑らかな動作伝達を行い耐摩耗性に優れたものとする。<br>また、スプロケットホイール軸は、ねじれに対して所要の強度を有するとともに、異常負荷に対する保護装置としてシャープピン等を設けるものとする。   |   |    |   | 5 | 5. スプロケットホイール及びチェーンの歯 | スプロケットホイール及びチェーンの歯は、滑らかな動作伝達を行い耐摩耗性に優れたものとする。<br>また、スプロケットホイール軸は、ねじれに対して所要の強度を有するとともに、異常負荷に対する保護装置としてシャープピン等を設けるものとする。   | 項目見出し修正         |
| 7 |    |   |   | 第7章                  | ダム施工機械設備   | 7 |    |   |   | 第7章                   | ダム施工機械設備   |                 |
| 8 |    |   |   | 第8章                  | トンネル換気・非常用施設   | 8 |    |   |   | 第8章                   | トンネル換気・非常用施設   |                 |
| 8 | 8  |   |   | 第8節                  | 操作制御設備及び電源設備   | 8 | 8  |   |   | 第8節                   | 操作制御設備及び電源設備   |                 |
| 8 | 6  | 2 |   | 8-6-2                | 煙霧透過率測定装置(以下、「V I計」という)  | 8 | 6  | 2 |   | 8-6-2                 | 煙霧透過率測定装置(以下、「V I計」という)  |                 |
|   |    |   | 5 | 5. 塗装                | 鋼板製の投光部、受光部の塗装は、設計図書に明示した場合を除き以下とするものとする。<br>塗料：メラミン樹脂塗料又はウレタン樹脂塗料とする。<br>塗色：JEM 1425により次によるものとする。<br>マンセル 5Y7/1(半つや)  |   |    |   | 5 | 5. 塗装                 | 鋼板製の投光部、受光部の塗装は、設計図書に明示した場合を除き以下とするものとする。<br>塗料：メラミン樹脂塗料又はウレタン樹脂塗料とする。<br>塗色：マンセル 5Y7/1(半つや)   | 規格廃止による修正       |
| 8 | 8  | 5 |   | 8-8-5                | 制御盤等   | 8 | 8  | 5 |   | 8-8-5                 | 制御盤等   |                 |
|   |    |   | 6 | 6. 換気動力盤             | (1) 換気動力盤について、高圧受変電設備等からの電源を開閉し、送・排風機又は、ジェットファンの主電動機を操作できるものとする。<br>(2) 換気動力盤には、制御段階ごと又は主電動機ごとに進相コンデンサを設けるものとし、方式の選定は設計図書による。<br>(3) 換気動力盤には、主電動機の容量等に応じた始動装置を設けるものとし、形式は設計図書による。<br>(4) 換気動力盤は、JEM 1425(金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ)、JEM 1265(低圧閉鎖配電盤)、JEM 1195(コントロールセンタ)、JEM 1225(高圧コンビネーションスタータ)によるものとし、選定は設計図書による。<br>なお、構造は、設計図書に明示した場合を除き閉鎖自立形の前面扉、後面扉又はビス止め引掛式構造とする。 |   |    |   | 6 | 6. 換気動力盤              | (1) 換気動力盤について、高圧受変電設備等からの電源を開閉し、送・排風機又は、ジェットファンの主電動機を操作できるものとする。<br>(2) 換気動力盤には、制御段階ごと又は主電動機ごとに進相コンデンサを設けるものとし、方式の選定は設計図書による。<br>(3) 換気動力盤には、主電動機の容量等に応じた始動装置を設けるものとし、形式は設計図書による。<br>(4) 換気動力盤は、JIS C 62271-200(定格電圧1kVを超え52kV以下の金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ)、JEM 1265(低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ)、JEM 1195(コントロールセンタ)、JEM 1225(高圧コンビネーションスタータ)によるものとし、選定は設計図書による。<br>なお、構造は、設計図書に明示した場合を除き閉鎖自立形の前面扉、後面扉又はビス止め引掛式構造とする。 | 規格廃止による修正、規格名修正 |

機械工事共通仕様書（案）新旧対比表 令和8年3月版

| 章  | 節 | 条 | 項 | 項目見出し | 現行条文       | 章  | 節 | 条 | 項 | 項目見出し | 改定条文（案）    | 改定理由 |
|----|---|---|---|-------|------------|----|---|---|---|-------|------------|------|
| 9  |   |   |   | 第9章   | 消融雪設備      | 9  |   |   |   | 第9章   | 消融雪設備      |      |
| 10 |   |   |   | 第10章  | 道路排水設備     | 10 |   |   |   | 第10章  | 道路排水設備     |      |
| 11 |   |   |   | 第11章  | 共同溝付帯設備    | 11 |   |   |   | 第11章  | 共同溝付帯設備    |      |
| 12 |   |   |   | 第12章  | 機械式駐車場設備   | 12 |   |   |   | 第12章  | 機械式駐車場設備   |      |
| 13 |   |   |   | 第13章  | 車両重量計設備    | 13 |   |   |   | 第13章  | 車両重量計設備    |      |
| 14 |   |   |   | 第14章  | 車両計測設備     | 14 |   |   |   | 第14章  | 車両計測設備     |      |
| 15 |   |   |   | 第15章  | 道路用昇降設備    | 15 |   |   |   | 第15章  | 道路用昇降設備    |      |
| 16 |   |   |   | 第16章  | ダム管理設備     | 16 |   |   |   | 第16章  | ダム管理設備     |      |
| 17 |   |   |   | 第17章  | 遠隔監視操作制御設備 | 17 |   |   |   | 第17章  | 遠隔監視操作制御設備 |      |
| 18 |   |   |   | 第18章  | 河川浄化設備     | 18 |   |   |   | 第18章  | 河川浄化設備     |      |
| 19 |   |   |   | 第19章  | 鋼製付属設備     | 19 |   |   |   | 第19章  | 鋼製付属設備     |      |